

住居確保給付金とは

離職等の日から原則2年以内、又はやむを得ない休業等により離職と同程度の状況にある方のうち、住宅を喪失、又は喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給することにより、住宅を確保した上で、就労に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

37,000円（単身世帯） 44,000円（2人世帯） 48,000円（3人～5人世帯）

* 初期費用・共益費・管理費・駐車場代等は対象外

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産媒介業者等へ代理納付

支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること
- ② 離職等の日から原則2年以内、又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職、廃業と同程度の状況にあること
- ③ 離職等の日に、主たる生計維持者であったこと
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額（万円）	家賃上限（万円）	収入基準額（万円）
1人	8.1	3.7	11.8
2人	12.3	4.4	16.7
3人	15.7	4.8	20.5
4人	19.4	4.8	24.2
5人	23.2	4.8	28.0

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産（万円）
1人	48.6
2人	73.8
3人	94.2
4人	100.0
5人	100.0

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

支給額

月収が基準額未満の方は、支給額は上限以内の家賃額となり、
月収が基準額を超える方は、以下により算出する額となります。

支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 一月の世帯の収入合計額

※ ただし、支給額が家賃上限を超える場合は、上限額を支給。

支給期間中の義務

公共職業安定所等での求職活動 (離職・廃業・シフト減等)

- ◆公共職業安定所等へ求職申込み
- ◆常用就職を目指す就職活動
- ◆月2回以上公共職業安定所等での職業相談
- ◆週1回以上、企業等へ応募・面接
- ◆プランに沿った活動

経営相談先での自立に向けた活動 (休業等：自営業者)

- ◆経営相談先への相談申込み
- ◆原則月1回、経営相談先での経営相談
- ◆月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組
- ◆プランに沿った活動



- ◆月4回以上の自立相談支援機関と面談等

支給中止となる場合

- ◆ 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合
- ◆ 常用就職又は受給者の給与等の収入を得る機会が増加し、その就労による収入が収入基準額を超えた場合
- ◆ 住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合等は除く)
- ◆ 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合 等

お問合せ先

自立相談支援センターたかまつ
(高松市番町二丁目1番1号
NTT番町ビル1階)

TEL : 087-802-1081

